

がいこくじん 外国人のみなさまへ、マイナンバー^しについてのお知らせです

2016年1月^{ねん がつ}から、社会^{しゃかい}保障^{ほしょう}、税^{ぜい}、災害^{さいがい}対策^{たいさく}の分野^{ぶんや}でマイナンバー^{りよう}の利用^{りよう}が

はじ
始まりました

1. マイナンバーとは

マイナンバーは、国民一人ひとりが持つ12桁の番号で、社会^{しゃかい}保障^{ほしょう}や税^{ぜい}、災害^{さいがい}対策^{たいさく}の分野^{ぶんや}で使^{つか}われます。マイナンバー制度^{せいど}は、行政^{ぎょうせい}の透明^{とうめい}性を高^{たか}め、国民^{こくみん}にとつて便利^{べんり}で、公平^{こうへい}・公正^{こうせい}な社会^{しゃかい}を実現^{じつげん}するための社会^{しゃかい}基盤^{きばん}です。

住民票^{じゅうみんひょう}のある外国人^{がいこくじん}（中長期^{ちゅうちようきざいりゅうしゃ}在留者^{ざいりゅうしゃ}、特別^{とくべつえいじゅうしゃ}永住者^{えいじゅうしゃ}等^{とう}）にもマイナンバーは通知^{つうち}されます。

2. マイナンバーの通知

- ◆ 日本^{にほん}に住民票^{じゅうみんひょう}をお持ち^もの方^{かた}の世帯^{せたい}に、住民票^{じゅうみんひょう}がある市区町村^{しやくちやうそん}から郵送^{ゆうそう}される通知^{つうち}カードに、マイナンバーが記載^{きざい}されています。
(通知^{つうち}カードに有効^{ゆうこう}期限^{きげん}はありません。捨て^すないで大切^{たいせつ}に保管^{ほかん}してください。)
- ◆ 今後^{こんご}日本^{にほん}に入国^{にゅうこく}し、中長期^{ちゅうちようき}在留^{ざいりゅう}される方^{かた}等^{とう}については、住民^{じゅうみん}登録^{とうろく}をした時点^{じてん}でマイナンバーが通知^{つうち}されます。

3. マイナンバーの利用場面

- ◆ 平成^{へいせい}28年^{ねん}以降^{いこう}分の確定^{かくてい}申告^{しんこく}など、税^{ぜい}の手続^{てつづき}で税務^{ぜいむ}署^{しょ}などにマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 税^{ぜい}や社会^{しゃかい}保険^{ほけん}の手続^{てつづき}で必要^{ひつよう}なため、勤務^{きんむ}先^{さき}にマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 税^{ぜい}の手続^{てつづき}で、証券^{しょうけん}会社^{がいしゃ}や保険^{ほけん}会社^{がいしゃ}などにマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 福祉^{ふくし}分野^{ぶんや}の給付^{きゅうふ}等^{とう}を受けるときや国民^{こくみん}健康^{けんこう}保険^{ほけん}、介護^{かいご}保険^{ほけん}などの手続^{てつづき}をするときに市町村^{しちやうそん}にマイナンバーを提示^{ていじ}します。
- ◆ 国外^{こくがい}に送金^{そうきん}するときや、国外^{こくがい}からお金^{かね}を受け取^うるときに、銀行^{ぎんこう}や郵便局^{ゆうびんきょく}へマイナンバーを提示^{ていじ}します。

※マイナンバーの手続^{てつづき}では、なりすましを防止^{ぼうし}するために、①番号^{ばんごう}が正しいかの確認^{かくにん}と、

②正しい番号^{ばんごう}の持ち主^もの確認^{かくにん}をします。

通知^{つうち}カードは番号^{ばんごう}の確認^{かくにん}しかできないので、別^{べつ}に在留^{ざいりゅう}カード、特別^{とくべつえいじゅうしゃ}永住者^{えいじゅうしゃ}証明書^{しょうめいしょ}などの身分^{みぶん}証明書^{しょうめいしょ}の提示^{ていじ}が必要^{ひつよう}になります。

4. 個人番号カード（マイナンバーカード）とは

- ◆ マイナンバーに^{かんけい}関係する^{てつづき}手続きで、^{ばんごう}番号と^{みもと}身元を1枚で^{まい}確認できるカードです。また、^{こうてき}公的な^{みぶん}身分証明書として使えます。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードの^{しゅとく}取得には^{しんせい}申請が^{ひつよう}必要です。^{つうち}通知カードの^{はい}入った^{ふうとう}封筒に^{どうふう}同封されている^{こじんばんごう}個人番号カード^{こうふしんせいしよ}交付申請書に^{かおじゃしん}顔写真を^は貼って^{へんそう}返送する^{ほうほう}方法や、^{パソコン}パソコンや^{スマートフォン}スマートフォンで^{しんせい}オンライン申請する^{ほうほう}方法があります。^{しょかい}初回の^{はつこうすうりよう}発行手数料は^{むりよう}無料です。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードを^{しんせい}申請すると、カードの^{こうふ}交付準備ができたことを^し知らせる^{はがき}ハガキが届きます。^{とど}市区町村の^{まどぐち}窓口には、①届いた^{とど}ハガキ、②^{つうち}通知カード、③^{ざいりゅう}在留カードなどの^{ほんにんかくにんししよるい}本人確認書類を持って^う受け取りに^い行ってください。カード^{こうふじ}交付時に^{あんししよ}暗証番号の^{せってい}設定が^{ひつよう}必要です。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードの^{ゆうこうきげん}有効期限は、^{さいじょう}20歳以上は^{かいめ}10回目の^{たんじょうび}誕生日まで、^{さいみまん}20歳未満は^{かいめ}5回目の^{たんじょうび}誕生日までです。ただし、^{ざいりゅうきかん}在留期間等により異なる^{ばあい}場合がありますので、^{ちゅうい}注意してください。
- ◆ ^{ICチップ}ICチップが付いており、^{ぜい}税の^{でんししんせい}電子申請などが^{おこな}行える^{でんし}電子証明書も^{はい}入ります。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードは、^{しちやうそん}市町村によっては^{としかんりよう}図書館利用や^{いんかんとうろくしよ}印鑑登録証などの^{サービス}サービスにも^{りよう}利用でき、^{コンビニ}コンビニで^{じゆうみんひよう}住民票の^{うつ}写しなどを^と取ることもできます。
- ◆ ^{ICチップ}ICチップに^{きろく}記録されるのは、^{けんめん}券面に^{きさい}記載された^{しめい}氏名、^{じゆうしょ}住所、^{マイナンバー}マイナンバーなどに^{かぎ}限られます。^{しよとく}所得など^{せい}プライバシー性の^{たか}高い^{こじん}個人情報^{じゆうほう}は^{きろく}記録されません。
- ◆ ^{こじんばんごう}個人番号カードを^{しゅとく}取得しても、^{ざいりゅう}在留カード、^{とくべつえいじゆうしや}特別永住者証明書等は^{ひつづき}引き続き持つ^{ひつよう}必要があります。

5. マイナンバーの取扱いに関する注意^{とりあつかい} ^{かん} ^{ちゆういてん}

- ◆ ^{つうち}通知カードや^{こじんばんごう}個人番号カードの^{きさい}記載事項(住所など)が^か変わった^{ばあい}場合、^{しちやうそん}市区町村に^{とど}届け出て^{ください}ください。
- ◆ ^{ほうりつ}法律に^{きてい}規定があるものを^{のぞ}除き、^{りよう}マイナンバーの^{しゆうしゆう}利用・^{きんし}収集は^{きんし}禁止されています。^{きこ}マイナンバーを^{きこ}聞かれたら、^{あいて}しっかりと^{りよう}相手と^{りよう}利用目的を^{かくにん}確認してください。
- ◆ ^{たにん}他人の^{マイナンバー}マイナンバーを^{ふせい}不正に^{にゆうしゆ}入手することは^{しょぼつ}処罰の^{たいしやう}対象になります。
- ◆ ^{ふしん}不審な^{でんわ}電話などに^{ちゅうい}注意し、^{ていじ}むやみに^{マイナンバー}マイナンバーを^{ていじ}提示しないでください。

6. マイナンバーに関するお問合せ^{かん} ^{といあわ}

- ◆ ^{えいご}英語・^{ちゆうごくご}中国語・^{かんこくご}韓国語・^ごスペイン語・^ごポルトガル語^ご対応のフリーダイヤル
0120-0178-26 ^{マイナンバー}マイナンバー制度に関する^{こと}こと
0120-0178-27 ^{通知}通知カード、^{個人番号}個人番号カードに関する^{こと}こと
^{へいじつ}平日9時30分～^{じぶん}20時00分 ^{どにちしゆく}土日祝9時30分～^{じぶん}17時30分(年末年始を除く)
^{こじんばんごう}個人番号カードの^{ふんしつ}紛失・^{とうなん}盗難などによる^{いちじり}一時利用停止については、0120-0178-27

にて24時間365日受付

※日本語のフリーダイヤルは、0120-95-0178です。

- ◆ マイナンバーに関する情報はこちらから。外国語での情報提供も行っています。

※ 内閣官房 HP <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

※ J-LIS HP <https://www.kojinbango-card.go.jp/>



ひとり ひとつ ばんごう
マイナンバーは一人一つの番号。
大切にしてください！